

中間とりまとめに基づく具体的な進め方

- ラベル表示・SDS交付の義務拡大の進め方
- 自律的な管理の実施状況のモニタリングについて
- SDSの記載内容の見直しについて
- 中小企業に対する支援措置について
- 将来的な規制のあり方（特化則等の位置づけ）について

中間とりまとめ

国は危険性・有害性に関する情報の収集等を行い、GHS分類及びその更新を継続的に行うこととし、国によるGHS分類の結果、危険性・有害性の区分がある全ての物質をラベル表示・SDS交付の義務対象とした上で、危険性・有害性に関する情報に基づきリスクアセスメント及びその結果に基づく措置の実施を義務付ける。

基本方針

- ▶ 国は、モデルラベル・モデルSDSを作成済の3,018物質（-673物質）に関して、まず環境有害性の情報しかない物質の洗い出し（義務化対象から除外）
- ▶ 3,018物質（-673物質）への義務拡大を進め、その後、2021年度以降新規にGHS分類した物質に関して、順次義務化

想定スケジュール

- ▶ 既存の3,018物質（-673物質）に関して、毎年700物質程度の義務化を想定
- ▶ 施行までの経過措置期間は2～3年を想定

対象物質の考え方と具体的スケジュール

- ▶ 3,018物質（-673物質）について、危険性又は健康有害性が確認されない物質（環境有害性のみの物質）の洗い出し（該当する物質は義務化対象から除外）。

- ▶ 2021年度（1年目）義務化対象物質 ※約700物質

- 発がん性、生殖細胞変異原性、生殖毒性及び急性毒性のカテゴリーで区分1相当の有害性を有する物質

- ▶ 2022年度（2年目）義務化対象物質 ※約700物質

- 上記以外で、区分1相当の危険有害性を有する物質
- 区分2相当の危険有害性を有する物質

- ▶ 2023年度（3年目）義務化対象物質 ※約700物質

- その他の物質

- ▶ 2024年度（4年目）義務化対象物質 ※約150～300物質

- 2021年度～2023年度新規GHS分類済物質

- ▶ 2025年度（5年目）以降の義務化対象物質 ※約50～100物質

- 前年度新規GHS分類済物質

対象物質の考え方と具体的スケジュール

	2021	2022	2023	2024	2025	2026
○国による新規GHS分類 ○モデルラベル・SDS作成	50～100 物質	50～100 物質	50～100 物質	50～100 物質	50～100 物質	50～100 物質
○ラベル表示・SDS交付 義務化 (※経過措置期間は2～3年)	【Category A1】 700 物質	【Category A2】 700 物質	【Category A3】 700 物質	【Category A4】 150～300 物質	【Category A5】 50～100 物質	【Category A6】 50～100 物質
		既存GHS分類済み物質				
	発がん性、生殖細胞変異原性、生殖毒性及び急性毒性の категорияで区分1相当の有害性を有する物質	左記以外で、区分1相当の危険有害性を有する物質 区分2相当の危険有害性を有する物質	その他の物質			

自律的な管理の実施状況のモニタリングについて

中間とりまとめ

- 自律的な管理の実施状況（労働者数50人未満の事業場においては労働者からの意見の聴取状況を含む）を記録し、一定期間（リスクアセスメントの実施結果については、次にリスクアセスメントを実施するまでの間）保存すること。
- 化学物質の取扱いの規模が一定以上の企業は、定期的に、自律的な管理の実施状況について、インダストリアル・ハイジニスト等の専門家の確認・指導を受けること。

論点

1. 自律的な管理の実施状況の記録は、行政及び労使において事後に検証することができるよう、3年間保存する（ただしリスクアセスメントの実施結果は、ばく露防止対策を講じる上で必要不可欠であることから、次にリスクアセスメントを実施するまでの間保存する）こととしてはどうか
2. インダストリアルハイジニスト等の専門家による確認・指導について、以下の点についてそれぞれどのように考えるか
 - ・ 専門家は、実施状況の妥当性について、具体的にどのような観点から確認・指導するべきか。
 - ・ 「化学物質の取扱いの規模が一定以上」について、具体的に何を基準とするのが適切か。化学物質の製造・取扱いの数量を基準とすることでよいか。また、一定以上とは具体的にどのような基準とするべきか。
 - ・ 「定期的」とは、具体的にどのような頻度とするのが適切か。上記の記録の保存期間との整合性も必要ではないか。
 - ・ 専門家は、社外人材であることを要件にする必要はあるか。

中間とりまとめ

- SDSの交付義務対象物質を譲渡・提供する者は、自らが交付するSDSの記載内容について、危険性・有害性に関する情報の更新状況を定期的に確認しなければならないこととし、更新されている場合はSDSの記載内容を改正し、一定期間内等にSDSを再交付しなければならないこととする。

論点

(SDSの更新関係)

1. 危険性・有害性に関する情報の更新状況の確認は、どの程度の頻度で実施すべきか。
2. 危険性・有害性情報が更新されたことが確認された場合、どのようなスケジュール感でSDSの記載内容の更新、再交付を行うこととすべきか。

(その他)

3. 混合物のSDSには、裾切値以上含まれる全てのSDS交付義務対象物質の成分及びその含有量を記載させるべきか（SDS交付義務対象物質が今後増加する中で、どこまで記載を求めるべきか。危険性・有害性に関する情報を伝達するという趣旨を踏まえて、どこまでが必要な情報か）。
4. 最終製品のSDSには、推奨用途での作業を念頭に、「貯蔵又は取扱い上の注意」（使用すべき保護具の種類など）、「事故発生時に講ずべき応急措置」をより具体的に記載することを求めるべきか。

中間とりまとめ

- 化学物質管理に関するガイドラインの策定
特に管理が困難と考えられる物質や、危険性・有害性（ハザード）が高い物質については、中小企業等における管理の参考となるよう、標準的な管理方法等をまとめたガイドラインを、国が研究機関や業界団体と協力して示す。
- 化学物質管理を支援するインフラの整備
国は、スマートフォンやタブレット等を活用して、専門知識がなくても化学物質管理が容易に実施可能な、簡易な管理支援システムを開発するとともに、化学物質管理に関する情報を集約したポータルサイトの整備について検討する。

論点

1. 標準的な管理方法等をまとめたガイドラインは、業種ごと、作業ごとに策定する必要があるか。
2. 作業や取り扱い物質に応じた適切なガイドラインを選択し、ばく露防止対策を取ること、リスクアセスメント及びその結果に基づく措置を行ったものと取り扱うことはできるか。
3. スマートフォンやタブレット等を活用した簡易な管理支援システムには、どのような機能が求められるか。
4. 化学物質管理に関する情報を集約したポータルサイトには、どのような機能が求められるか。

将来的な規制のあり方（特化則等の位置づけ）について

中間とりまとめ

- 有害性（特に発がん性）の高い物質について国がリスク評価を行い、特定化学物質障害予防規則等の対象物質に追加し、ばく露防止のために講ずべき措置を国が個別具体的に法令で定めるといふこれまでの仕組みを、以下のとおり、国はばく露濃度等の管理基準を定め、危険性・有害性に関する情報の伝達の仕組みを整備・拡充し、事業者はその情報に基づいてリスクアセスメントを行い、ばく露防止のために講ずべき措置を自ら選択して実行することを原則とする仕組みに見直すことが適当である。
- GHS分類済み危険有害物のうち、特定化学物質障害予防規則、有機溶剤中毒予防規則等の個別の規制で管理方法が具体的に定められているものについては、これらの規定に基づく管理を引き続き適用する。

論点

- 新たに特化則等に対象物質を追加することは行わない、現行の特化則、有機則等は当面維持する、ということとしているが、自律的な管理が原則となる中で、特化則等の個別の規制は将来的にどのような扱いとするべきか。仮に特化則等を廃止して自律的な管理に将来的に統合する方向とする場合においても、自律的な管理においても必要と思われる特化則等での規定はあるか。

（参考）今後論点となり得る事項

- ・ 自律的な管理においては、労働者が吸入する濃度を管理の基準とするため、場の濃度を基準値以下に下げられない場合でも、十分な防護係数を有する呼吸用保護具を使用することにより労働者が吸入する濃度を下げることが可能となるが、特化則等では、場の濃度を管理濃度以下に維持すること自体が法的義務
- ・ 有害性の区分が1の物質についても、自律的な管理においては、健康診断の実施の要否は事業者の判断となるが、特化則等では、対象物質である限り6月ごとの健康診断の実施が法的義務